職員の処分について

職員の処分をしましたのでお知らせいたします。本件につきまして、市民の皆様にご迷惑をおかけ し、深くお詫び申しあげます。

1 「職員の通勤手当の不適切な受給」に係る処分

1 「臧貝の迪勤于ヨの个週切な支給」に係る処分								
項目	内容							
	都市建設局参事(57歳)	減給2か月 (給料月額の10分の1)						
	議会局職員(48歳)	減給2か月 (給料月額の10分の1)						
	こども・若者未来局職員(49歳)	減給1か月 (給料月額の10分の1)						
処分を受けた職員	健康福祉局地域包括ケア推進部職員(38歳)	減給1か月 (給料月額の10分の1)						
及び処分の内容	市長公室総合政策部職員(26歳)	減給1か月 (給料月額の10分の1)						
	都市建設局まちづくり推進部担当課長(50歳)	戒告						
	こども・若者未来局職員(29歳)	戒告						
	都市建設局まちづくり推進部職員(28歳)	戒告						
事 案 の 概 要	当該職員8名は、実態と異なる内容で通勤届の届出を行ったことから、通 勤手当を不適切に受給した。令和3年5月及び7月に実施した通勤実情確認 調査及び市民等からの通報により発覚したもの。 なお、不適切に受給した通勤手当については、いずれの職員も全額返納し ている。							
	不適切受給期間:1年4か月~7年1か月 不適切受給額:106,356円~540,444円 (合計2,106,488円)							
処 分 年 月 日	令和3年11月17日							

上記処分のほか、職員4名を文書訓告とし、3名を厳重注意としました。

2 「職員の交通事故」に係る処分

	項		目		内容	
処分を受けた職員 及び処分の内容					南区役所職員(50歳)	戒告
事	案	Ø	概	要	当該職員は、令和3年6月8日(火)午前6時5 転中に、神奈川県伊勢原市歌川3丁目2番地の6 表示が赤信号に変わったことを見落とし直進した 示に従い右折進行してきた原動機付自転車と衝突 転手を転倒させ、全治約2週間の怪我を負わせた このことにより、令和3年6月8日付けで減点 付けで罰金50万円の略式命令を受けた。	先の交差点において、信号ところ、反対車線を信号表 とし、原動機付自転車及び運
処	分	年	月	日	令和3年11月17日	

問い合わせ 人事・給与課 電話 042-769-8213